「石州大田南村神職石崎志摩・同所日蓮宗妙光寺隠居日荘出入公訴一件写」 の翻刻

本誌に翻刻して掲載する「石州大田南村神職石崎志摩・同所日蓮宗 本誌に翻刻して掲載する「石州大田南村神職石崎志摩・同所日蓮宗 が光寺隠居日荘出入公訴一件写」は島根県津和野町畑ヶ迫の堀家文書 では年代が「安政9年」と掲載されている史料である(但し同目録 では年代が「安政9年」と掲載されているが「天明元年」が正しい)。 本史料の形態は縦二四・〇センチ×横一七・五センチの大きさの竪帳一 本史料の形態は縦二四・〇センチ×横一七・五センチの大きさの竪帳ー 本中料の形態は縦二四・〇センチ×横一七・五センチの大きさの竪帳ー 本中料の形態は縦二四・〇センチ×横一七・五センチの大きさの竪帳ー

記されている貴重な史料であるため、全文翻刻することにした。等論の原告という一方の当事者による記録であるという事情や、大森役所や江戸の寺社奉行役所において吟味に当たった役人との一問一森で送こまで事実を伝えているのかについては疑問の余地がある点など、慎重な検討が求められる史料ではあるが、経緯等が非常に詳細には決着が付かず、江戸幕府の寺社奉行によって裁かれることになったは決着が付かず、江戸幕府の寺社奉行によって裁かれることになった

小

林

准

田南村八幡宮記録 石崎志摩写 天明1」、『神奈川県史別編2(資料石崎志摩が神道裁許状を受けていた京都の吉田家へ記録を提出していることが書かれており、浜田藩に仕えた国学者である小篠敏(大記、されたことが想定される。今のところ、本史料以外の写本は見付けてされたことが想定される。今のところ、本史料以外の写本は見付けてされたことが想定される。今のところ、本史料以外の写本は見付けてされたことが想定される。今のところ、本史料以外の写本は見付けてされたことが想定される。今のところ、本史料以外の写本は見付けてされたことが想定される。今のところ、本史料以外の写本は見付けてされたことが想定される。今のところ、本史料以外の写本は見付けてきれた。

*島根大学法文学部社会文化学科

崎市多摩区登戸)所蔵史料として「安永十年~天明元年石州安濃郡大 所在目録)』(神奈川県、一九八一年、同前)一五〇頁に井出泰重氏 ることから、 田南村神村名崎志摩出訴妙光寺日荘返答書并御達書」などが掲載され ほかにも存在している可能性がある。これらの収集、比 $\widehat{\mathbb{H}}$

凡例

較検討は今後の課題としたい。

、史料の翻刻に当たっては適宜読点(、)や並列(・)を加えた。 、漢字の字体は、 原則として常用漢字・人名用漢字の新字体を使用

した。異体字についても原則として正字に改めた。

、変体仮名は現代仮名に改めた。

、史料本文中の割注については〈 〉で括り表記した。

、誤字・脱字等については原文通り記載し、(○○カ)、(○○脱カ)、

(ママ)と注記した。

、虫損等により判読難の文字は□□・[〕などでその状態を記し、

右側に()を付し(○カ)(判読難) などと注記した。

【史料翻刻】

石州大田南村神職石崎志摩

同所日蓮宗妙光寺隠居日荘出入公訴一件写

安永九庚子年九月四日、 殿御取次鈴鹿織部殿病気一付、 密"大田南村発足、 同廿日舎弟左膳殿対面いたし 同月十八日京着、 近年 吉田

> 居村日蓮宗妙光寺日荘与申僧、不法之教方仕候趣申上、 上左之ことし 則願書差

乍恐以書附御愁訴奉申上候

御支配御役所^五相願度、依之乍恐御届奉申上候、 破却仕候ゟ外無御座候事者眼前'御座候、此段歎ヶ敷奉存候'付' 而者神明且者奉対天下不忠之儀与奉存候、 政祭一致之我国之公道蔑"致し、人気邪路"引込候段等閑 類之睦敷を妨、一切之交を禁シ、不和不孝之氏子大分'相成侯、 狐狸者邪神之住場抔与旦那共江申弘メ、其外邪之教化仕、 之来り候処、是亦右旦那内へ者為差出不申、惣而神社神明無之、 得共、不埒斗り申之、今以埒明不申、或者氏下穀初穂等前々ゟ取 亦妙光寺ゟ差留メ祭相止サセ入用不差出"付、近年持主"懸合候 外村内大歳荒神往古ゟ祭来り候末社持主入用を差出祭来候処、 来等「賽銭為持、妙光寺借屋六軒之もの共者決而社参不為致、 不致段申出候処、村役人ゟ吟味之上、村家安全五穀成就之御祈祷 私
ら内々
"而訴之、既"当年者右旦那共
ら宗法"相背候
之間、 那共頼寺合教之由ニ而近年八月大祭之砌社参不致"付、村役人江 石州安濃郡大田南村神主石崎弥志摩申上候、 大祭'|候間、急度社参可致旨申渡候処、亭主者病気与偽り妻子家 此儀捨置候ハ、神社 同村日蓮宗妙光寺日 '仕置候 其

石州安濃郡大田南村

八幡宮神主

安永九子九月廿一日

石崎弥志摩印

本所

御役人中様

左ニ記 被成与 江御書翰到来致候上者私共之論"不及、尚又願書"村役人被召出与有 右衛門宅立会相談有之上、村役人中被申候ハ、 江罷帰、南北村役人江相届置候処、十二日夜南北村役人中、庄屋六 然共是非届有之可然段再応藤十郎申一付、 たし、十日大森江罷越候処、大田村方役人届無之候而者如何与 邑江罷帰、 十月七日石州川本村神職三浦中務殿宅二止宿、 州御代官川崎平右衛門様宛之御書翰被下置候'付、 之趣御尋被遊侯"付、 江可罷出旨申来候"付則罷出候処、 右差上候処、 日朝五ツ時分従 屋藤十郎申之、拙者ゟ相止たる願書ニ候へ者届無之候共不苦趣申之、 一之事故、 取次印形相成間敷候間、於御役所ニ御尋有之候者此段御申可 先老母ニ相見へ御気遣被成間敷段与得申聞、 同廿二日御吟味有之候間、 同十三日拙者儀者大森江罷越、 御本所ゟ之御書翰ニ願書差添御役所江差上候写、 日莊近年之教方等委細"申上候処、 於御広間御家老鈴鹿内膳様願 麻上下を着シ御本所御玄関 然らハ与申、十一日大田 十四日悪日故、 同八日同所出立大田 御本所

の御代官様 廿五日京都出立、 九日休息い 廿三日 十五.

乍恐以書附御訴訟奉申上候

人"候得者随分宗法与心得、其旨相守一向社参不致"付内々"而邪神之住場抔与旦家を迷シ、神祭社参等を差留申候、愚昧之俗野神之上者何事茂神事相済候、当時神主奉仕之社者狐狸之類、是迄氏神社参者勿論、神札頂戴之事、古来恒例之通無相違処、是迄氏神社参者勿論、神札頂戴之事、古来恒例之通無相違私奉仕社大田南村八幡宮産子地日蓮宗妙光寺旦那ノもの御座候私奉仕社大田南村八幡宮産子地日蓮宗妙光寺旦那ノもの御座候

候間、 代江為持様子申通置候事、 前為断賽銭立名を附為持越不及神拝。茂罷帰候、 候処、家来召抱候もの者下人、無左もの者妻子計り、 参等不致もの御座候、 私ゟ村役人፲申入候者、当村産子妙光寺旦那之内大祭之砌茂社 昼夜村内騒動仕、 共宗法''而社参仕候得者宗法''相背之旨妙光寺上人ゟ差留被申 八月八幡宮祭礼之砌右寺旦那共弐拾人計り役人エ訴出候者、 呉度段相願候処、役人ゟ村方町在社参仕候様一統申触候処、 社参仕候事不相成候段申"付、祭礼前八月十二三日之頃 南北村役人立会吟味之上急度社参仕候様申渡 其外町内一統之儀者人並"仕候様取計 其名之賽銭目 誠村役人 当 私

今相尋候得共不埒計申立、以今埒明不申候事右妙光寺''而番神祭一所''致候由''而四五年以来祭相止申''付私ゟ荒神大歳与神祭所御座候而年々私罷出、祭之式執行仕候処、右妙光寺旦那同郡吉永村十左衛門持山南村乙井手与申処''古来

来候処、是以四五年已来祭相止申候、内々'而申聞候得共、得一右妙光寺旦那大田南村鍛冶権左衛門祖神之祭毎年十一月八日祭

心不仕候事

妙光寺借屋六軒之もの共、決而社参不仕候事

上申候、此儀難捨置儀者如何様之小社'而も其土地計之守護神与申古代、無拠上京窺申上候処 御役所宛之御紙面被遣、則私願書相添差者大庭ゟ賽銭放込不及神拝'茂罷帰候族も御座候、ヶ様之教方追々相弘り候而者対 神祇道''万一洩聞候之時者私職分之筋相立不申二相弘り候而者対 神祇道''万一洩聞候之時者私職分之筋相立不申二相弘り候而者対 神祇道''万一洩聞候之時者私職分之筋相立不申二相弘り候而者対 神祇道''万一洩聞候之明、名聞''人計差越、或石申上候通、当年八月妙光寺旦那共村役人申段承之、難捨置候得共、石申上候通、当年八月妙光寺旦那共村役人申段承之、難捨置候得共、

役人右妙光寺日荘并掛合之旦那共被召出、 無拠御訴訟奉申上候、 方仕候族御座候而ハ、 被遊候ゆへ、 者無御座、 以上 天下泰平四海安全為御祈祷 容易之事。無之様相心得、 御苦労之儀甚恐多奉存候得共、 追々人気悪敷相成、 村 朝暮御祈祷仕候、 御吟味被成下候様奉願上 古来之国風日々衰候故 一郷各構社頭社家御差置 大田南北在町 ヶ様之教

石州大田南

八幡宮神主

安永

石崎志摩印

川崎平右衛門様 御役所

記可差出旨"付、 時分御役所江罷出候処、 呼出被申故、 銀 川崎様元メ手代井口清助殿御請取、 Ш 灰吹銀為積登候一付、 同十六日大田江罷帰、十八日大森江行、十九日朝四ツ 則書附差出候写左之通 井口氏被申一者、 御用繁多"罷在候間、 御代官江被申上候、 妙光寺旦那之者共名前書 十七日過キ候て可 併当十七日

平兵衛 権左衛門 伊右衛門 清左衛門 儀左衛門 宗助 庄右衛門 玄 喜十郎 民 □(判元右衛門 □(判元右衛門 庄兵衛 善右衛門

卒不埒之教方相止候様御計被下度段申之、 附立置申候、 七ツ時分仕、 此 |時井口氏日荘平日行跡等御尋"付、 与得工夫致シ旦家共呼出吟味可遂暫隙取可申候、 其外一家親類之交を禁シ、或念仏無間与 旦那共儀者誠"日莊誘"付、 夫々一返答仕、 右体心得違出来仕候、 井口氏被申候者、 尚亦説法之夜 一申事を石 其元儀 尤之事 那 何

> 者此方
>
> 方致沙汰
>
> 迄者被相
>
> 持候得
>
> との
>
> 事ゆ
>
> へ引
>
> 取申候
>
> て十月
>
> 廿 日 帰

申言者、 味被成下候樣奉願候与 吟味。可致候間、 同月廿三日庄屋幸十郎目代孫兵衛方江御差紙到来、 茂御愁訴申上度所存"只々御役所之首尾"茂相掛候間、 妙光寺日荘被罷出、 若不聞時者表向"ハ可致吟味、 出候処、 御申之由被申越候二付、 趣被答候由 役所江罷出候処、 四日朝四ツ時御役所江可罷出旨也、 及暮候故罷帰、 今罷帰候、 志摩願書并被申上候事、 、右之趣申達候 社頭之ためが相成候様"与斗内々"而取計度候得共、 井口氏御申二者、内々ニ而旦家之もの共呼出、 御用御座候間、 同廿四日庄屋目代帰村、 同廿六日御役所江罷出、 其旨相心得可申旨御申"付、 拙者訴訟之処相違有無之処、 御吟味可被下、 申引取、 廿五日大森江罷越、 私共平生見聞仕候処、 明廿五日大森江御越被成候様井口清助様 其間日間取可申与御申、 同日大田江罷帰、 無左候而者私願筋不相立旨申之、 依之廿四日早朝庄屋目代両人御 下使南一下源蔵を以、 願之趣申立候処、 同日暮合「御役所工 乍此上不被捨置御吟 井口氏ゟ御尋づ付、 少シ茂相違無御座 同廿七日村役人中 書面之趣者明 拙者申候者、 自今表向之 異見を加へ 井口氏御 何方迄 私共只 骬

十一月四日、大森江罷越、 十月下旬浜田江小篠道 仲殿江得御意、 故 砌御役所殊之外閙不計及延引候、 置奉願候趣申入候処、 留いたし同六日御役所江罷出、 宜奉願候与申引取、 此後折々罷出催促仕候得共、兎角埒明不申 名和氏被申一者、 城上神社神職丸播摩 御手代名和伴六殿致対面 右之趣井口清介江茂可申聞との 十一月差入「罷帰ル 随分可致吟味候へとも、 〈後改内蔵進〉 一件不被 殿宅 逗

十二月廿七日夜ゟ母病気"付不一形心配仕候処、 塩清メ等相済候 中物忌ス、 年正月十二日夜終死去ス、依之同十三日昼九ッ過葬式相済、 同三月朔日忌明"付、 同月二日鳥居浦汽祓「行、 明れ者安永十辛 同日家内 夫ゟ忌 丑:

此上者聢与願書相認差出候様被仰渡候、 共遂吟味候へハ、社参相禁候儀者日荘堅ク被申附候ゆへ相止候間 助殿、申入候、 同三月十一日、大森江行、去ル願出之趣弥御吟味被成下度、 和伴六殿ゟ被仰聞候事、拙者申上候事少々御座候得共略ス 荘被召出、旦家之もの共立社参差免候様被仰渡被下度段申出候 同十二日御呼出"付御役所"罷出候処、 此時御代官始井口清助殿名 旦家之もの 井口清

同三月十六日、 節可被相返候、 味願出候間、 有之候処、妙光寺日荘ら社参差留難捨置旨、 大田南村八幡宮氏下"妙光寺旦家之百姓数多有之、近村"も旦家 妙光寺日荘江御差紙被遣、其文言左之通 来、十九日朝四ツ時当役所江罷出可申候、 不参"おゐて者可為越度者也 石崎志磨当役所汽吟 此書附其

川崎平右衛門

_五三月十五 日

大田南村

同月廿日申ノ上刻御呼出之旨郷宿博多屋藤十郎方ゟ丸氏宅江申来 候「付拙者日荘白洲椽ニ上ル、 拙者持帰下使南ノ下源蔵を相頼、 其後拙者者大森江行 同日夜入妙光寺江為持遣請取書取

悪敷、 門「相尋得候へ者相違無之旨申「付、役人方」「使僧を以此間被触候 彼方 江 者申不参候由、 寺へ住職被致候哉、甲荘十三年以前丑年歟与覚候、御代官社参差留候 ^{御代官}夫者書物之上の事¨而左様之事被申候而者入ホがニ相成候間此 参を差留候儀者むかし

ら有之候

而近頃

始りたる

事ニ者

無之哉、

日荘 ^{御代官}是迄代々住僧留メ不申、然を其方'至差留候ハ如何、^{日荘}元来 与尋遣候処、役人ゟ返答'ハ其寺計へ触候儀'者無之、 へ触来候、 ヨ、日荘まだ申上度義御座候、去年八月村方役人ゟ社参仕候様拙寺 而者無之、本寺ゟ急度被申付候歟、左様ならハ其趣之書附持参被致 ^{日莊}拙僧入院仕候砌本山ニ而急度被申渡候、^{御代官}然者自身之工夫! 儀本山ゟ被触候哉、 候哉、^{日荘}触頭者此辺ニ無御座、 方より尋候ハ、可被出、 も不苦趣相見へ候、 尤吉田兼倶与京都妙顕寺日字与申僧与番神問答御座而社参不致候て 法花宗 'ハ十六本山等有之、宗派者違候ても皆同意の事'御座候、 意得致さる故 '是迄社参を禁しさりし歟、其段拙僧不存候、御代官社 宗法'而急度禁之候儀ニ候得とも片鄙之僧坊営授之勤うすく宗意を ハ大田文五郎殿訴状被読聞候、御代官社参差留候事者如何之義ニ候 候由申候へ共、 田荘抑法花宗門之儀ハ開祖日蓮ゟ以来社参ハ勿論他参を禁し候、 江戸寺社御奉行ゟ歟、 当時者本国寺へ直文通ニ而モ仕候、御代官其方何年以前妙光 然れ共他村"無之儀"候へ者同宗北村法蔵寺へ聞合候処、 寺院 1 相触候儀何共難得其意、 住職之砌被申附候義歟、亦者自身之工夫成哉、 則用文之処書抜持参仕候迚懐中ゟ出さんとす、 左候得者聞違二而者無之哉与下使源蔵宗右衛 亦其方本寺者本国寺与ナ、近所触頭等有之 亦者御代官川崎平右衛門様ヨリ御申付歟 江戸 "御座候得共文通等諸事勝手 沙門之有間鋪事な 村一統之儀

代井口清助殿·

大田文五郎殿、

御吟味之御役人"者御代官次"御手 ^{御代官}志摩願書日荘被聞れよとあれ

之申付与 候歟、 座候、 細書認持参被致可然、 隠居社参差留候儀者本寺ゟ之申附之趣尚亦去年八月之訳等無失念委 等書付持参被致よ、文五郎殿只今旦那ら被仰聞候通何之年職何之年 申付ニて御座候、御代官左様ならハ文意ニ拘与申ニあらす、本寺台 故左様之儀茂可有御座候、鄕代官然者其方文意『か、わり社参等差留 候之所、 已前北村神職白石大隅・ 亦近頃ゟ之事哉与石崎志摩へ御尋侯、 而 之儀一御座候、 から少シハ□きしまして御坐候、 郷宿泉屋勘十郎宅江拙者者丸播磨殿宅へ引取候事 ハ際立悪かるべく候間、 又先刻被申通本寺之申付ニ而差留候歟、日荘如仰之本寺ゟ之 日荘右申上候通成程談議説法之砌文意ニ拘り儀者社参差留候 村役人申候者、妙光寺旦家之もの共計へ社参致候様申触候 いふものサ、 初ハ壱両人"而候処追々"多分"相成候故、 先両人共被引取ヨト御申故、 田中但馬抔与遂相談内々を以村役人江相頼 村方一統"相触可申旨"而右触仕候儀" 御代官社参可致事者前々ゟ之儀歟 志摩社参差留候儀八九年以 同日暮合ニ日荘 五六ヶ年 御 前

両人共引取拙者者立会見届与て呼出与心得候、致被差出候故、訴状日荘立御渡被成候と返答書被致"与御申、其後致被差出候故、訴状日荘立御渡被成候と返答書被致"与御申、其後可被致印形持参有之歟与御申、日荘持参仕候とて則請取書相認印形被仰渡候書附井口氏立被相渡候処、清助殿志摩訴状可相渡間請取書同廿二日暮六ツ半時御呼出"付拙者日荘白洲へ上椽立出ル、日荘ハ同廿二日暮六ツ半時御呼出"付拙者日荘白洲へ上椽立出ル、日荘ハ

御下知可有之茂難計候間、何分此儀ハ御免被下、私直江戸表江罷越間致相待可被申、志摩只今被仰聞候通一件江戸窺"相成候而者いつ迄ニ相揃候、日荘儀者追々吟味可致積り"候、尚亦江戸伺之儀有之同晦日御呼出"而拙者計御役所江出ル、清助殿旦家のもの共印形明日

村仕候、 大一私願筋"候ハ、何分御差出"被成下度奉願入段申置同日帰共、万一私願筋"候ハ、何分御差出"被成下度奉願入段申置同日帰其元御免与被願候事"無之候、志摩御取捌方之儀"候得者不存筋"候得度候間、此段御聞届可被下候、清助殿江戸表立者此方取捌方窺候也、度候間、此段御聞届可被下候、清助殿江戸表立者此方取捌方窺候也、

返候、於不参越度申渡義有之間明十四日四ツ時御役所≒可罷出候、其節此書付可五月十三日拙者日荘庄屋共可罷出旨御差紙到来左≒

相

五月十三日 川崎平右衛門

大田南村石崎志摩

同妙光寺隠居日荘 右村庄屋

候迚、 へ参、 日莊拙僧儀者左様 之返答書認罷出候与書附壱通差出ス、御代官其書附此方江請込候而茂 得申談候様 "御申御立候様"相見へ候処、"#"最前被仰付候志摩訴訟 早々出府可被致候、 井口清助
ら申聞候
江戸
伺相済、 出 同 宿江引取申談重而可被罷出候、 志摩事ハ明日''而も「被申侯''其元''限り左様''延引ハ不相成侯、 者如何被致候哉、志摩私儀者今日 '而茂明日 つ頃迄"出立被致候哉与御尋有之候得共、 江戸伺相済候上者無詮事"候間、 ル .十四日早朝大森江行、 御代官御手代衆者八嶋藤八殿・名和伴六殿也、 同十五日御呼出 無御取上奥へ御入被成候、 "急キ出立難相成候間廿五日"共出立可仕候、 両人共いつ迄ニ出立可被致哉、 『付拙者日荘椽ノ上』:庄屋六右衛門御白洲 城上之社中江立寄、夫ゟ郷宿博多屋藤十 伴六殿然者申合書付可被差出候、 双方共急二御召之旨御下知申来候間 御奉行所江被差上随分御吟味被願 夫ゟ御役所江罷出候処、 日荘返答無之、 一而も差支之儀無御座候、 藤八日限之儀与 御代官先達而 藤八殿志摩 藤八殿い 何分 郎

日荘拙者宿博多屋へ出立日限之儀何卒十九日"致呉候様被相頼候"合何日出立何日江戸着与申事を書付可差出与御申宿江引取候之処、先日差上たる口上書引替願出候与相見へ候、藤八殿先々郷宿江引取申言之書附御戻し被成候処、日荘"拙者並居候得者大方見及候、是者廿日ゟ内可然与御申、尚亦日荘ゟ村役人を相手取悪様ニ拵へたる文廿日ゟ内可然与御申、尚亦日荘ゟ村役人を相手取悪様ニ拵へたる文

(空白 「書附致候写」は記されていない)

付

其分二書附致候写左之通

大田南角油屋清水徳蔵文隠居入道して尚耕堂 宗順音物御祝儀等被送候、中"も風雅之人々者発句和歌等添て送られ候者不及申"近隣諸社家寺院方其外村役人百性衆聞付次第暇乞"被参老事通置、扨出立支度彼是繁多罷暮し候、尤南北役人中惣氏子中右書附御役所江差上置郷宿江引取、同日帰村仕候て南北役人中へ右

ハ、司官定基これを歎き、 公尓訟むと東都尓て馬の餞別し待り神社を狐狸之栖と偏執して社参を禁る僧あり、止事を得さりけれ

大田北上かた屋十三郎 願ふこと神尓つかふる道なれハ行もかへるも我とはからし 宗順

成就して彼ノ□ものをさらしなの月 "さらさんヤと其ころつれを「Get) 石崎氏者神路の難を凌かんと皐月の中頃東都へ赴き、やかて志願

侍のミ首途の一句を侍る

明やすき夜尓もぬかるなほと、きす

朝舞

相智ける友の東のかたへ旅立し給ふ尓餞別し侍りけり

銀山山神司官橋本伊豫殿暇乞御入来和歌一首又《雲井まてひらけ関路のほと、きすいとはやもさしか、りける水馴棹心へたてぬ和かの友舩

貞重

五月十九日大田村発足、村役人不残幸峠まて見送り、其外思ひくく 表江之御書翰頂戴仕、閏五月二日京都出立、 之儀御尋、 九日京都着 者浜原まて見送り、 崎但馬殿、大田町氏子拾余人、大森羅漢寺前迄見送り、尤三浦氏" さして行東の空へ思ふ事とけてほかなく帰りをそまつ 宿直次郎召連川崎様御屋敷江宿届『出ル、 十四日江戸着、 上候処、 行恒村神職石崎中務殿・地頭所村神職安田将監殿・久利村神職石 大宮司三浦中務殿・鳥越村神職橋田越前殿・鳥井村神職橋田上総殿 山城殿・大田北村神職田中但馬殿・吉永村神職後藤豊前殿・河本村 石崎丹後〈渡辺左馬介〉殿"者大森御陣屋前"而暇乞、 尓被見送候、夫ゟ大森工罷通り城上神社神職橋本左京殿・丸播摩 同晦日御内意有之、尤御本所御家老中四人御列席'而路 其外御深切之儀共内々被仰聞候得共筆紙'難尽、 吉田殿"而御役所ゟ之添翰并近村諸社家ゟ之書状等差 神田沖町弐丁目足立屋直次郎方"逗留、 則同所社頭牛尾大和殿宅一両人共止宿仕、 中山道へ罷通り、 用田村神職朝倉 同十五 則江 同廿 日 同 殿 朝 月 戸

崎様御屋鋪 "而呼"被遣、漸四 "時被参候処、江戸元〆高木三郎兵衛江罷出候、一時計リ相待候得共、日荘遅滞"付宿上州屋三蔵方江川世三日拙者儀者麻上下"而若党草履取宿直次郎召連、川崎様御屋敷候、同日夕方川崎様御屋敷ゟ明廿二日朝五 "時可罷出旨御差紙来 "、候、同日夕方川崎様御屋敷ゟ明廿二日朝五 "時可罷出旨御差紙来 "、

社会文化論集 第十九号 二〇二三年三月

盆出ル、 ッ時分従 見れハ、 失念仕候趣相断候処、 故引取、 足立屋直次郎歟、 通らしやれとの事故、 哉尋有之、 腰懸"控脇差計リ"而玄関広椽"上名札を出し候故、役人"被逢申候 玄関前『行少し左方へ参り刀を若党』為持草り取『そふりを取両人共 仁御付添、 併其元方当地不案内"候得者添人可致迚、 殿 左樣 " 御座候 与申之、先々宿 "控へ可申、重而御呼出可有之 与御申候 同鴨下万助殿御申"者、 暫相待候処、寺社役人小川清左衛門殿御出、 同日九ッ時分 御奉行所御同心壱人御状箱仲真じ為持旅宿へ来い、 吉野弥八殿傍ゟ是者公事人'有之候由御申、 四ッ半時分戸田様御屋敷江参上仕り、 亦妙光寺日荘宿者上州屋三蔵歟と御尋、 玄関左右立参候処、 小川清左衛門殿御請取被成候、 吉田殿御添翰持参仕候、 寺社御奉行戸田因幡守様ゟ御呼出 惣席与懸札あり、 則御手代吉野弥八殿与 是者先刻罷出候節 御門番"名前相 同月廿七日八 石崎志摩宿 然者物席へ 両人とも 多葉粉 候

被尋度義有之候間明廿八日五ツ半時可相越旨因幡守被申候以上

戸 田 因幡守

閏五月廿一 H

石崎志摩殿 西ノ内半切紙

F. 包 己石州大田南村 戸 用因 [幡守

石 「崎志摩殿 役人

一両人於旅宿致饗応候其間

清取相認

出 明 、廿八日五ツ半時可罷出旨御召状被下置奉畏候、 候、 依之請取差上申 候、 以上 刻限無遅滞可罷

石州大田南村

八幡神主

閏

.五月廿七日

石崎志摩印

戸 田 |因幡守様

幡守様御屋鋪江参り、 右之紙面御同心請取被帰候、 御役人中様 付添候もの其外玄関前迄之次第如前玄関 同月廿八日四ツ時分寺社御奉行

戸 田

而 因

役人者御留役甲斐庄武助様也、

御尋之趣左之通

者先へ参居られ候、 名札を出シ候処、

此所"暫相待候処、

九ツ頭

御呼出、

御吟味 尤日荘

席通りしやれとあるゆへ、惣席江罷通候、

亦者除地有之哉、 シたるや、 光寺旦家茂請たる哉いか 職相務罷在候、 田畠者無之哉、 木を壱本御座候而スハカサヤ与申田 此御社者大田南北惣氏神"御座候由 尤島茂少々御敷地之余御座候、 地何程有之哉、志摩何程と申儀者相知不申候得共山弐ヶ所御座候、 子有之哉、ホト摩大田南村計り之氏神'御座候、武助様御朱印有之哉、 許状 "而御座候、 武助様石崎志摩何歳:相成候哉、 志摩持参仕候、 武助様札守村内江持行候様子願書「相見へ候、 志摩外二者所持不仕候、 武助様八幡宮者大田村之惣社神成歟、 ^{志摩}高三石六斗之除地御供田御座候、 武助様吉田之許状歟亦外成歟、 志摩札守之儀年始之礼。参り候節氏子 其内山壱ヶ所ハ諏訪大明神御鎮 志摩三拾八歲二相成候、 "而昔之御旅所今"田の中尓松の ノ字ー御座候、 只村方氏子共之所務を以神 武助様其外持分之 其外近村茂氏 武助様許状帯 武助様宮之敷 志摩吉田殿 是迄妙 座

御認御読聞せ被成候、 成程其外三。種々可有之、 荘義旦家勤方等甚如何敷事共"御座候得共難申上義"御座候、 茂是 '居候日荘差留候由ヲ以妙光寺旦家者一向出し不申候、 壱ヶ年"五度氏子家別"初穂取立末社祭等仕候義"御座候、 仰仕居候、 家別「配り申候、 被仰付被下候樣奉願上候 尤家禄相応之祝儀包銭等八幡宮参詣之節持参仕候、 明光寺旦家共茂四五ヶ年以前迄ハ無別儀請候而信 ^{志摩}只今申上候事相違無御座候、兎角願之通 併願之一通者如何趣ナト被仰、 逐一口 右体之事 其外 書

武助様日荘義者如何、 候様被触候哉、 申候得とも、 座、 然ル所去八月村役人
台拙者
江社参致候様
中来候、 折々留候へ共旦那共内分"而参り候義者如何様共勝手次第"為致候 相聞候いか、、『荘宗法』御座候故差留申たる儀』御座候、 候而拾三年"成候歟、『荘左様"御座候、武助様社参差留候儀近年ゟ与 免候ゆへ寺地之石茂一所"仕有之趣"相見へ候、武助様其方住職致シ 者除地之由"而申伝計り歟、何程有之そ相知不申哉、 | | 荘申伝計 時寺有之処御引地"而御座候、武助様然ら者御朱印茂無之、元来寺社 武助樣御朱印"而茂有之哉、亦者除地成哉、日荘拙寺"者御朱印無御座 何共心得かたく旦 儀歟と相尋候処、 而一向相知不申候、 尤坊山与甲処"古キ寺跡御座候、是者除地与申伝たる計り"而当 聞違 '而ハ無御座哉与下使両人を以呼返し相尋候処、 尚亦為念庄屋方江使僧を遣し、 寺社御奉行ゟ之御触歟、 一那共呼寄、 役人之取計と申儀『御坐候、 其方何歳''相成候哉、日荘五拾弐歳''相成申候、 只今之寺地之前田方少々御座候処、 此事相済迄社参不相成趣申聞セたる義 亦者御代官平右衛門様ゟ之 如何体之事。而社参仕 ケ様一新規新法之儀 是迄左様之儀無御 無相違趣 尤説法之 殊之外高 ŋ

武助様たまれ、 たす、 歟、日荘いつち 「而御座候、武助様いつちでハあるまい、 私不存義"御座候、旦家のもの共申候を以奉願候、社参ヲサヘ差留 処、弐三ヶ所直し被貰候事、『荘些御尋申上度義御座候、 なんの事だ、馬鹿ナ坊主だサ、書附を聞ケ与被仰、 の事"て取用"不相成候、本寺之申付といふたり、亦書籍"あるのと 此書"法華宗ハ社参者不致"而も不苦趣相見候、武助様夫ハ書籍之上 兼倶与日宇と申僧与取替の文とも聢与御座候て則天下開板なつて候、 書"申上候通毎年村役人"再応相頼候処、役人茂致方無"村中一統 年以前ゟ日荘 勧 方"つきて社参等不仕或者初穂等も不出候"付、 妙光寺旦家共も古来之通人並「洩候もの壱人茂無御座候処、八九 成程日荘被申候通誠新規之儀"御座候、日荘住職仕候而も三四年程 の、日荘いつ方"成共御尋被下ませ、いつち"見違ひハこさりませぬ" 宗法いつちといふか、 極ならない事だ、『荘然れ共宗法』而御座候故差留申候、武助様何之 ハ其方先キ与社参せて叶ハぬ事だ、夫一俗人之社参差留候段不届至 候得者余者御察可被下候、
武介様其方宗派者いつちか、しやうれつ 磨不届之儀偽を申上ます、武助様できる大大戦、志摩日荘が師旦之間者 祭を差留候様『申上候様覚候、 とハ不言哉、是『ハ又如何之子細有之哉、『荘番神問答』甲書物吉田 日荘勧様こと成故役人茂触いたしたる事サ、 御座候、 定而なんそてあろふナ、いつちじやあるまひ、なんそだわい 何分役人共被召出御吟味奉願候、武助様志摩どふだ、志摩 へら坊、どこへ尋ぬるものしや、 いつちであるまい、宗法『立御定法を蔑』い 拙僧祭を差留候覚無御座候、 亦宗法。而社参を差留 爰をとこじや

思ふ、 口書御読被成候 日本一生れて 志摩願 是者志

掟"あわねハ取てしめてやる歟、

ふ

な、

返答セロイヤハヤ、

愚昧之私 "候ゆへ其儀者、

武助様存せぬと

全体日蓮宗ハ何の為立置る、と思

罷出、 呼出被成、 通リ口書認めさしふ先招よと被仰候故、 上御代官を蔑"いたさる一ツとして理"あた事なし、武助様是ハ右之 相成御差出"成まして御座候、武助様夫ハ旦那共ヲあしく教なし、其 仰付被下度此義奉願候、 取計ましたる事「御座候、 儀とハ一円"存ゼす、只村役人共ゟ不和之私旦家計リ知せ集ル様 ずぞよ、 家を迷す憎キ坊主め、 家之もの共祭ハ勿論与心得人倫之風儀乱シ己か口壱ツ尓て多分之日 申上候通神祭を差留不申候、紋三郎様いふな坊主社参を留るゆへ日 御両人日荘を御呼出、 支配御代官ヲ蔑゛する不届もの、 荘能心得よ、今鈴木殿いわるゝ通り我か教る所一々御政道"妨をな かく村役人江戸江御召出の事を被願候而埓明不申、大二御しかり被 候へと申上候、武助様両人共支度致せと有之ゆへ退出仕、 右之通御しかり最中一候処、 、馬鹿もの、我レ高座≒上りなんぞいつたてあろうかな 日莊国方:'而取扱茂可被仰付奉存候処、無其儀早速当表江御伺' 其方何与心得たるそ弥宗法二而神祭幷社参を差留候歟、日荘右 惣席江差控候、夜五ッ時分ゟ御留役鈴木紋三郎様御立会『テ 申訳者成まいそナ、日荘イヤハヤ天下之御定法「差障まする 段々与御吟味有之候処、一々申分不相成、 首を切つてもあきたらなひやつだ、武助様日 紋三郎様夫ヲ今ニ成ていふハなんの事だ、 何卒村役人共被召出、 侍罷出、 右の心ならなぜ国方二而其趣申出 先刻九。打候間御昼飯被召上 惣席 被招暫有テ日 私共和順仕候様被 八ッ下り 御

御察当奉請一々申訳無御座奉誤入候、此上ハ国方村役人 "茂申届

与相尋候処、またくくと被申候、 之様 置 被仰付問気遣申間敷旨御誉詞被下置、 御座候、 御読聞被成申上事、是二而能候哉与御尋、 可有之か、口書。印形者見合日延御願可然と被申候、 候与申ハ、成程被呵候得共いかな事まけハ致さぬ、貴様も追付呼 ら志摩公~~と被起され候故、 済、夫ゟ惣席へ罷出候処、 為。ならぬそサ早ク印形しろ与御申、 迄御日延被下度、^{紋三郎様}ヱイサ印形不致ハ其趣甲斐庄殿口書を取 形不致候得者、其方為"なるまいそよサ 形シロと御呵、日荘左様ならハ一両日と被申候へハ、武助様此書附 候様子申上候処、 者相心得たる体。而御吟味場迄罷出候処、 公只今申候通先日延っ 心おかしく覚候、然『処石崎志摩と御呼出シ、日荘被申候者、 相済候哉与尋候処、 ^{武介様}其方申上たる口書["]日延願者とふだならない事だ、 と読終リ印形ヲト被仰候処、 **牢へぶちこましやれと大音。御呵、** "相見へ候処、甲斐庄様御とゝめ被成候而被仰候者、 日荘平日色々 '旦那ヲ迷し一家親類不和不孝之事共多御 基右衛門様旦那茂其方願向心妙「思召る、 済たる所茂有り済ぬ所茂有と被申ゆへ、 一御願与得相考其後印形被成候へと被申故、 拙者睡眠之体"致居候得者、 ^{日莊}何卒五七日日延被仰付被下度候、 只今目ノ覚たる体。て最早埒明候哉 拙者尋候者貴僧殊之外御呵を被請 日荘印形出シ候故口書印形相 難有奉存印形ヲ済て惣席'差 座ヲ立んと被成、 福井甚右衛門様昼之口 印形シロ、日荘然らハ明 ^{志摩}また申上ル事ハ段 貴僧之印形者 紋三郎様己か 日荘立なか 日荘其方 既一入牢 拙者茂 印 々 H

被申候、 旨申上 ^{御奉行様}志摩書附相違無之哉、 招货 日荘儀者宿上州屋三蔵預り請書致し候ゆへ隙取申候 候、 一候、 既 戸田様日荘不届宿預ヶ申付、 ^{御奉行様}日荘書付相違無之哉与再応御尋、 『其夜も四』時分『相成り候頃、戸田様御前『双方被召出 弥相違無之哉与重而御尋、 志摩立テと被仰候故退出仕候 相違無御座趣 相違無御 座

被達度儀有之間今日中可被罷越旨因幡守被申候已上六月十七日戸田様ゟ御差紙、如以前御同心持来候ル

田因幡守

役人

石州大田南村

石崎志摩殿

如左、石崎志摩明十八日五ツ半時牧野豊前守殿宅門寄合へ可罷出候言等少々御尋、其上"而奥ゟ半切紙書付持出ル〈此書附従御奉行出ル〉写田様御屋鋪\罹出候処、寺社役小川清左衛門殿御出、拙者願書之文上包書附,)御請書等略之、其外諸事取計方等如前段、同日九日過戸上包書附,)

六月十七日

尋、 罷通、 被居候、 崎志摩罷通り候趣相届玄関"出名札を出し候処、 して罷帰ル、 清 〈拙者宿より壱里余有ル〉、 供廻り如前御門 "入石州大田南村八幡宮神主石 左衛 左様"而御座候趣申候得者、 此日者僧社家其外京都楽人等五拾人計別席惣席廊下 '相集り 門殿御申一者、 尤物席別席共いつれも九畳計廊下六畳計り御座候、 同月十八日 無間 昼四ツ時分牧野豊前守様御屋 違被相越候へと被申候ゆへ暇 惣席

「通らしやれと挨拶有之、 吉田殿許状歟と御 寺社御 鋪江行 則 乞

> 有之哉二ヶ寺ハ直ニ被帰候〉、 先日蓮宗役寺三ヶ寺〈妙専寺・妙蔵寺・法恩寺ト承ル〉御前へ被召出、 牧野豊前守様御列座ゟ少シ前『進ミ御ひさ本前『書付被為置候 達惣席へ御触御座候趣、 様ハ急御用"つき御登城故河内守様御懸り者今日流""相成候趣、 列席也、 牧野豊前守様被 上橡際''被居候、 又壱間橡''上敷ヲしき上座、 志摩下座''日荘罷出候' 右三ヶ寺被立候跡"而〈三ヶ寺共ニ帰らんとセられるを役人ゟ法恩寺ハ被招ヨト 荘儀右様勧方致候もの等簡"|致し置候段急度呵置与大音"|御呵被遊、 奉行阿部備中守様・戸田因幡守様・牧野豊前守様・安藤対馬守様御 其外御留役七八人計寺社役衆座之右脇"被並、 鎮守八幡宮立社参之儀御支配御代官立出訴致御糺之上御 仰渡候趣左之通 志摩日荘法恩寺と御呼出し、 河内守様御掛り之衆中ハ皆く、被引取候、 法恩寺ハ畳ノ 井上河内守 Н

蓮宗 前守様石崎志摩与御呼被遊、 之方江被入候、 前之同心手ヲ延し引おろす、日荘衣着なから下''居らんとす、立テ 荘之肩口ヲ捕へ、立テといふて引立板椽へおしおろす、 社役壱人上下 "而被出、 払被仰付与被仰渡候処、 ヲ呼集メ弥社参差留候段不届"付、三衣御取上ケ、 ヲ不請様 '相成、其上村役人ゟ社参之儀触候仕方難心得様 与旦 之外神社
江参詣を止候故、 差出'相成、 石崎志摩、 ⟨^といふて御寺社役袈裟衣ヲ一所''剥取手''巻落椽ノ片隅''置廊下 一而も社参不致筋者なし、 於此方再応吟味有之、日荘与御よび、其方ゟ法花勧請 跡"而日荘下"居よと同心聞ヲ懸砂の上"引居"、 路次切戸。明テ同心弐人入、右之寺社役日 脇。列座之役人ゟ役人共与被呼候へハ、 旦那之百姓共鎮守八幡宮江参詣不致札 牧野様妙光寺旦那共并村役人共儀者、 以来鎮守八幡宮社参祭礼等并札守請 一宗御構、 白洲之以 門前 豊 寺

方"入、弐人之同心、 椽 '被出御証文御取被成而暫招よと被申ゆへ、 通急度可致旨、 不埒之筋もなく御構ひなひそ、 候儀初穂等差出等之事、 則石州御代官
江御通達ある、 日荘か肩口ヲ捕へ切戸へ連¹出¹、 権左衛門鍛冶祭并左衛門荒神祭等仕来之 志摩難有奉存与申上ル、 其分承知為致、 拙者・法恩寺廊下之 則御役人広 暫して御 其方義

此時酒屋 連候で御門ヲ罷通り、 迚、 出ゆへ、 跡 "而法恩寺立" | 志摩立 | 権助ヲ立セよと有、拙者・法恩寺 者 (マト) 候与被申候処、 藤対馬守様いつれも次第"御覧被遊候上"而役人巻被納申候、 野豊前守様御前『持行御覧被遊、 日 印形ヲト有之候処、 其後志摩印形ヲト御申、 ヨリ白洲ニ出ル、 呼出有之故、拙者・法恩寺前ノことく出ル、 石崎志摩只今引取候与申入置、 法恩寺被願候者、 〈日荘事〉 此客也等 |荘ハ落椽"・覗キ四ヶ所"書判、 路次切戸ヲ明テ両肩ヲ捕へ引出し申候、 拙者儀最早引取候而も可然哉与相尋候得者、 始而安堵の思ひっ 御入暫あつて勝手次第一引取候様御挨拶有之、 坊さまの両手ヲ仲真弐人して指上下へとんと放候と向へつ 手代噺 人方。日蓮宗坊主也とい 列座之役人其儀者追而掛り之役人で可被申与有之、 役請証文ヲ認、 右請証文写被仰付被下度「京都本国寺」通達仕度 "先刻坊さまかあろふ払" 列座の徒衆日荘 "印形ハなし書判也と御申故" 向ノ酒屋 則出候処、継印等四ヶ所御取被成候、 なし多葉粉呑居候処、 忠助〈若とう〉 清兵衛〈草り取り〉呼召 一而昼飯ヲたベ御神酒ヲ献し秡する 法恩寺前へ持行奥印相済候上、 広椽"出被読聞候 阿部備中守様・戸田因幡守様・安 ふ如何様之体三而被払候哉与 相成候段申、 日荘ハ両肩を被捕切戸 寺社役渡辺葎殿御 此時拙者儀者惣席 〈請証文写後ニ出ル〉、 先相待可被由 玄関 宿直次郎 三罷出 其時 日荘 牧

> 郷宿 上 御用有之、 頼入候処、 納仕り度、 勝利之段御厄介:罷成候与彼是厚御礼申上、 上与奉存候処、先刻此方手代罷帰逐一様子承知いたし候旨御申!付、 左衛門留守"候、 門殿遂対面御厄害' 罷成首尾能蒙 同日帰懸ケ上下着なから戸田様御屋敷江参り、 証文左之通 来郷宿召連玄関"名札ヲ出し、小川清左衛門様へ得御意度申入候処" 荒増御噺申候処、 いと走れよろひの渡しの方へはだして被急候由仕方致し見せ申 暇乞いたし罷帰候、 附而ハ今日差上候請証文為写被下度旨相願候処、 へ罷帰候、 尚亦吉田二位殿へも差上度奉存候間、 御立替加藤次郎兵衛殿惣席 料紙硯箱等持来候故、 同十九日五。半時分、 罷帰候ハ、其段申達可置候間明日被参候様御 扨々勝過したる由、 暫しと清左衛門殿書附ヲ持御出被成"付、 夫
> ら川崎様御屋敷『罷越、 清左衛門殿前一而写、 仰候段大慶奉存候趣厚ク御礼申 戸田様御屋鋪汽罷越、 元メ高木三郎兵衛殿御申、 へ御出、 并請証文写八幡宮へ奉 拙者前 寺社役福井甚右 何卒為写被下度段 御裁許之義可申 今日者懸り清 '被居候、 半台小川氏 如例家 候

役人社参之儀相触候仕方難心得候迚、 电 日荘儀 之上御差出一相成、 莊差留候旨、 石州大田南村鎮守八幡宮氏子共之内妙光寺旦家之もの共社参を日 檀家之もの共鎮守八幡江不致参詣、 法花勧請之外神社立参詣致間敷旨、 石崎志摩申立候一件、 再応御吟味之上左之通被 御支配御代官於御陣屋 檀家之もの共呼寄社参差留 札守不請様相成、 俗家之者共江申勧 其上村

妙光寺檀家共当村役人共義者、日蓮宗"候いて俗家"おゐて外神社 荒神祭も仕来之通可致旨、御支配御代官於御陣屋可被 江参詣不致筋'者無之間、以来鎮守八幡江参詣者勿論、祭礼并札守 請候儀、 初穂差出等之儀仕来之通心得、 権左衛門鍛冶祭十左衛門 仰渡旨御

右之通今日牧野豊前守様御内寄合於御列席被 若相背候ハ、者重科可被 仰付候、 仍御請証文差上申処如件 仰渡候、 一同承知奉

通達有之候間、其旨可存段被

仰渡候

川崎平右衛門御代官所

石州安濃郡大田南村

石崎志摩印

天明元年 4年六月十八日

同人御代官所

同村日蓮宗 妙光寺隠居

御奉行所

前書日荘立被 仰渡候趣拙僧茂罷出一同承知奉畏候、 依之奥書印

形差上申候以上

本所

法恩寺 印

本"老人茂有之案申事"御座候、 写仕且読合『本書返ス、印形等御改御請取被成候、 何卒帰村被仰付被下度御願申上候 拙者申候ハ、国

> 奥印致差上申候 立被致候由、上州屋新助被申候、 尚亦御用茂相済候得者帰村いたし可然与御申被成候故、然者御序之 加藤氏御申 '者、成程右書附者其方冱(ペシ゚) 不及外 '失念之儀も無之、 小川清左衛門様江追訴出し置候外書附出候覚無御座候与申候得者、 得者、尤之儀。候、併出し置たる書附抔ハ無之哉与御尋、 へ見廻一参り候処、 刻御前宜奉頼候段申置罷帰候、同日妙光寺権介へ郷宿上州屋三蔵宅 権助事夕部此方江罷帰、 同日川崎様御屋鋪汽行、請証文写 諸色致勘定今朝早速出 拙者先日

同廿日幡随院立行様子物語いたし、尚亦深川荒冏寮へも罷越請証文 御屋鋪江暇乞三参り、 尚亦腫物平愈一付出立、 御世話!而帰国之路銀等借請候様御工夫被成下候故、 当国大田南村ノ産"て一入別懇"いた被呉候、荒冏和尚万事引懸ケ 引仕候、荒冏寮、逗留、 申迚被下候処、右足"疗出来歩行不相成、四五日難儀、依之出立延 亦高木三郎兵衛殿ゟ金子百疋餞別也、是者平右衛門様武運長久祈可 写ヲシ、其夜者深川'滞留いたし、同日廿五日出立候積'而川崎様 から乍拵即席「送別之詩」、認被下候、 御添翰^并御関所手形御代官所^江届物等請取、 用意とりくなり、 腫物療治いたし、納所恵海与申処化、是ハ 拙者荷物ヲ荒冏子手つ 何角用向相調、 尚

扶桑神敵起関西 舌戦回軍入武渓

忽忘逆徒階下縛 空衣脱独路東逆

西来漫々望山川 意気勢遊対離莚

秋夜送君共尽酔 別手相慥淚堪憐

右送帰石崎氏某逆徒之悪法絶テ旧里

即興

道本山一峯爪合

社会文化論集 第十九号 二〇二三年三月

則寮主荒冏和尚[空白]江被心添候様被仰、万端荒潮和尚之引廻し『浅草下谷幡随院方丈様〈当国鳥#村産酒屋秀右衞門殿伯父也〉御世話被思召、《

多葉粉入弐品送別、即興之和歌一首被下候写

而出入之義茂一入心配少候、暇乞′参り候節、

荒冏和尚ゟ金子百疋

他見御用捨敬白 当席"而即興の送別た、離情を述る計り"で歌のよふ尓ハなく候、当席"而即興の送別た、離情を述る計り"で歌のよふ尓ハなく候、わすれそよ空行月の程遠ふき雲井のみその別れなりとも 兼雪神司石崎氏古郷石見国へ帰り給ふ別尓成で駒のはなむけとそ

兵衛殿ゟ扇子箱餞別ニ被出候、と崎大隅守殿家老匂坂彦へも心添有之候様、 吉田二位殿〈良延卿〉家老中ゟ御頼状参り、依宮神職平田駿河守殿〈此人吉田殿御用"付江戸神田ノ近辺"被居候〉、此御両人宮神職平田駿河守殿〈此人吉田殿御用"付江戸神田ノ近辺"被居候〉、此御両人宮神職平田駿河守殿〈此人吉田殿御用"付江戸神田ノ近辺"被居候〉、此御両人

芝増上寺両中谷円定寮江茂参り大宜子6餞別被送候 浅黄指貫 位殿御前江罷出候処、 日御対面可被遊旨被 去九月ゟ苦労致候段神妙「候条、御本所之御招」 而預深切候、 分悪敷難儀いたし候、 七月朔日深川を出立、 ゟ落着迄之荒増書記差上候様被 「而逗留いたし、御本所[「]罷出候処、二位殿〈貞延卿〉 御満足被思召 領 同月十四日九、時分京都着、 は拝領目録『ソ家老中ゟ御判紙御添被成候写〈本紙者奉書 大儀で出府重畳目出たい与御言葉被 道連者戸田様御内松本六右衛門殿与申仁、 亦々中山道『罷通、 仰出候"付、 仰付、委細書記差上候処、同廿二 廿二日四ッ時分麻上下を着、二 信州碓井峠、 吉田殿出町谷伊兵衛方 茂相成候間、 当日ゟ気 仰下、 至

> 出七月 鈴鹿石見守書判 鈴鹿阿波守書判 出七月 鈴鹿内膳書判 鈴鹿杢之助書判

被仰、御自筆御短冊拝領尚亦良連卿〈良延卿御姉孫〉方々苦労致候処、首尾能勝利目出たいと

石崎志摩殿

書附 居候間、 也 亦 紙袋物弐ッ其外書状吉田殿ゟ紙包箱壱ッ矢島藤八殿『相渡し博多屋』 殿子息小太郎殿も同道也、夫ゟ皆々同道"て罷通り候処、上 作 摩 池田屋六兵衛殿同道 '而出立、萩原迄大森神職丸内蔵進殿・橋本左 村池田屋六兵衛殿宅"泊り候処、 同廿四日昼船''而大坂\"罷下、廿六日夜兵庫迄船''乗、 村之内時香与申処迄、大森町吉永屋嘉七殿・亀谷屋又兵衛殿・今田 京殿・石崎直理殿、 而種々預御馳走、七日朝米屋清兵衛殿''て御馳走''預り、五ッ半時分 入来、夜"小原村波多屋浅之助殿江被招、 行めくりてらす日吉の影なれハかきくもあらし敷島の道 三泉 "而石崎左馬介殿・博多屋藤十郎殿・甚蔵殿、 御陣屋江届仕并江戸表合送りもの等差上候、 通左-1記 方々
ら見舞人有之、同八日朝吉田理兵衛殿御見舞候也、 弁当酒肴等為持迎"罷出候、 浜原村神職牛尾大和殿酒肴為持御 いつれも同道。て郷宿藤十郎宅江 御同心土井来蔵殿御取持。 郷宿博多屋藤十郎 白キ箱入之内弐ッ 八月六日小原 小屋原村辺

差上申一札之事

二ツ折

社会文化論集 第十九号 二〇二三年三月

寺社御奉行牧野豊前守様御屋敷!而六月十八日、 守様御口上"而被仰渡候趣左之通 、田因幡守様・牧野豊前守様・安藤対馬守様御列席 阿部備中守様 而牧野豊前

日蓮宗役寺妙専寺・妙蔵寺・法恩寺、 致候もの等閑"仕置候段急度呵置 右三ヶ寺、日荘儀右様勧方

右三ヶ寺退出之跡へ私被召出、別紙書附之通被仰渡、 社参差留候段不届'付一宗御構·三衣御取上門前払申付、 者不埒之筋も無之間御構無之そと被仰渡候 尚亦日荘儀 志摩義

旦那百姓并村役人共之儀者仕来之通不相背様急度申渡之趣石州御 支配

通達せしめ其分承知可致旨被仰渡候

右之通御口上''而被仰渡候趣書附を以申上候、 已上

后崎平右衛門様

丑 八 月

石崎志摩印

馬壱疋、延里村福田清左衛門殿·野井村宇屋此右衛門殿·同亀之助殿 等相調待受、 勢迎一来ル、 迎。参り四。時分前大森出立、 三拾人斗被参、氏子中ゟ加籠人足四人・乗馬壱疋、 田新五郎殿・森脇万兵衛殿・島屋弥兵衛殿・世并屋宗右衛門殿・吉 致候樣被仰候"付郷宿江罷帰候処、 の披露有之、 永屋忠太殿・備後屋吉松殿・山崎喜助殿・梶野庄兵衛殿始とメ其外 右書附弐通御役所≒差上候処、氏子共待兼候由相聞候間、早ク帰村 殊'在町迄一組 < ''仁義礼智信之幟ヲ立、茶弁当酒肴 盃昼飯等相済、 久利町酒屋¹ 而盃杯いだし、 吉永村庄屋吾郷徳兵衛殿子息御出并引 宮下ゟ加籠『乗罷帰候処、久利町大 梶野広三郎殿・恒松米助殿・幸 専徳寺 一而皆々持参之も 尚亦氏子中追々

豊前殿・君谷拾弐ヶ村之神職安田将殿殿・大田北村八幡宮神職白 殿・子息同名対馬殿・行恒村八幡宮神職石崎中務殿・亀井村八幡宮 拙者者(ママ) 龍三乗、 其外近在之人々凡千人余茂有之候得共、悉皆"難書載〈委奉納別冊"有〉 美濃新兵衛殿・川村文七殿抔を始として、南北町在無残迎"被出候、 郎殿・木村孫八殿・同吉五郎殿・田原伝蔵殿・井上助右衛門殿・同 和田谷三郎殿・村上清七殿・岩崎十三郎殿・藤江又七殿・中田大五 殿·中島伊右衛門殿·中島太兵衛殿·寺田源四郎殿·竹下又右衛門殿 同辰次郎・広島次兵衛殿・小田宇兵衛殿・同庄右衛門殿・山尾源七 新次郎殿・同徳三良殿・内蔵之進殿・槙原忠右衛門殿・寺門元敬老 門殿・同猪太郎殿・同善五郎殿・同音右衛門殿・ 幸田秀助殿・同吉兵衛殿・福田長十郎殿・同源兵衛殿・同常三郎殿 同北山安三郎殿・同嘉忠太殿・用田村恒松弥平太殿・同喜惣次殿 同茂十郎殿・中田和惣次殿・同亀三郎殿・同嘉兵衛殿・同富五郎殿 人々者門内。充満たり、 夫ゟ下吉永村庄屋吾郷徳兵衛殿宅"立寄、 石彦元殿、 神職橋田上総殿・鳥越邑若一王子神職橋田越前殿・吉永村神職後藤 不出離 (其間一里余もアリ)、且亦社家方 '者久利村八幡宮神職石崎大膳 屋源助殿・和田武右衛門殿・丹戸喜六殿・来間伝蔵殿・同興四郎殿 要助殿・同才松殿・幸田松太郎殿・長谷伊三郎殿・同亀之介殿・藤 山根見林老・清水又兵衛・出溝広太郎殿・中島弥三次殿・同茂兵衛殿 同政五郎殿·同友太殿、其外野井用田百姓衆拾余人、扨亦清水徳蔵殿 大谷林右衛門殿・梶尾友太殿・恒松友市殿・態嘉蔵殿・中村亀右衛 是等。始山根亀右衛門殿其外数多有之候得共、 行恒土手 'あれ共、跡ゟ来」人ハ連綿与ソ松代村ヲ 鳥井村神しよく橋田上総殿乗馬壱疋、 皆々休息酒杯出ス、 同九左衛門殿・同 一洩ス、

殿ゟ茂書翰祝儀等被贈候 之進殿よりも右同断、 環殿より飛脚到来、 御奉行之様子荒増噺いたし、 拙宅"者役人中相詰被待居候、 御秡読誦、 社参奉幣御祈祷御神楽相済、新市通不断寺町北市上ゟ天神宮☆参詣。 シ奉幣御祈祷御神楽相済、 あり、 朝倉山城殿・多根村神職森薩摩殿・北宮神職田中但馬殿、 中
郭来二行
一並、其外惣氏子中粕戸町ゟ中町高野小路北町下ゟ樋 等二行"並、 越前殿、 政吉との・北村白石彦元殿、 斗二行"並、 代所山根孫兵衛殿·同庄屋所梶野幸十郎殿、 衛門殿・南町年寄清水八右衛門殿・同頭百姓恒松和惣太殿・ ノ上大道通、 行列也、 村神職石崎中務殿乗馬壱疋、 人中百姓衆ゟ御祝儀音物等有之〈委別冊ニアリ〉、 尤石鳥井迄山城殿・薩摩殿迎"御出、夫ゟ社檀"上り神供"献 徳兵衛殿宅

会社家衆狩衣

着用、 拙者次吉永·君谷·行恒·久利神職方、次長柄挟箱^并家来 才峠迄南北役人北村年寄幸田興右衛門殿・同百姓福田仁右 次六蔵次杖突拾弐人、 其中加籠引馬両方弐疋宛、 御社^江扨亦宮'者刺賀村神職瀬尾河内殿・ 樽肴書翰被贈候、当国一宮金子左京殿内長田元 二宮神職大崎斎宮殿并 惣氏子中江赤飯出す、夫ゟ北村八幡宮江 大田 扨翌日ゟ近村諸社家寺院当遠近村方役 上下一而両脇 家内御祈祷相済候而いつれもヱ 南町西田清五郎殿ゟ引馬壱疋、 其中宰領壱人山根源七多根村森 拙宅「入、行列前之ことし 拙者茂綾ノ狩衣っ 次押へ八人、 並、 御出也、 浜田御家中小篠道 亦出雲国国造鳥屋尾 橋田上総殿・橋田 先払鉢屋十人 次南北役人 用田村神職 湯立宮清 着 南町 従是 仲^국 迎

蓮坊主永照院与申人妙光寺江参り候、 尚々旧冬も書状上申候、 如何相届候哉、 是ハ少々字もよめ申候、 御返事不参候承度奉存候、私心易致し候日 是者如何相成候哉

弁ト抄見セ候事 "御座候

奉存候、 候て呵申候事なから道の為¹者罪を忘申候て申進候間、 之為と大二願申処二御座候、 御叶被成候而当国中興之御人"御成可被成"奉存候、 申事"候間、 相歎候事一御坐候、 志の人一両人斗'而皆々有志人無之、扨々歎ヶ敷事、 卒国学汽御出情被成候而神祇道衰微興隆被成候樣奉祈候、 度奉存候、 返し可申上候間、 遣シ可申与申来候、依之乍御無心此度之一件着落之事逐一承置度 職江者能々書状二而申遣し候、 御座候、 御同職之為''者大切''被成候御事与打寄申御事''而私別而雀躍無限 斗"而御坐候、 御満足可被成与乍御影申暮候、此一件者石見之国中之神職中悅申 地大屋氏江委細申来候、扨々御手柄之御事大慶不過之奉存候、 此度御大願茂於江府御理運。相成候之由、 [座候] 見申度奉存候間、 筆致啓上候、 不申候ハ、御用捨可被成候、 定而一件之帳面出来候半与奉存候、写取申候ハ、早々御 右書附来候と早々当所神職中へ申触候、且心易平生致神 尚期後音時候恐惶謹言 此段偏 此所江神祇道御取立被成候ハ、、 諸国之神職皆々悦可申事、 其後者不承御左右候、 鳥渡御貸可被下候、 奉願候、 石見一国中江貴様之御名、 くれく 古人茂交り浅き二言の深きは罪也与 扨又御大望成就致し候間、此上者何 御貸可被下候奉頼候、 大崎斎宮へも早々申遣し候、 何分右之一件之書御裁許之一件逐 弥御安清珍重奉存候、 是又前々心易方江茂見せ 此間吉田理兵衛方ゟ当 誠以貴様一者万々人之 いよく 此度ひゝき渡たり 為右相認如是 是拙者貴様 日夜是而已 ・誠の道 御心'茂 此辺同 申 申

石崎弥志摩様

石崎弥志摩様

如是御座候、其内以参万々可得貴意候、恐惶謹言察可被下候、御家内様へも可然様御同前申候、先御祝詞可得貴意本り御祝詞可得貴意之処、当所大祭ニ差懸其儀無御座、此段御拝承り御祝詞可得貴意之処、当所大祭ニ差懸其儀無御座、此段御拝承り御祝詞可得貴意之処、当所大祭ニ差懸其儀無御座、此段御拝承り御殺啓上、秋冷之砌御家内愈御清福被為入奉賀候、当方無恙致一翰致啓上、

大崎斎宮

八月廿二日

珍又(花押)

石崎弥志摩様

不過之候、道仲事品二寄其辺へも神拝二参り度様も申候、其節者必々緩々御咄可申承候、二白、小篠道仲ゟ委右一件申来候、当領社人一統悦申候、誠御神忠無此上御事御本懐

帰り路や袖のにしきに野々にしき 其聞四方"ひゝきけふや誠"朱買臣出迎ひならん 南宮の主介争論も 公命速なれハ多年の志願も成就とや大田北の上かたや十三郎久利町迄出迎之節祝の一句

右

ひるかくす袂の錦花野'も身'もあまりてことふ嬉しき 源陸忠

一京都要法寺末大田北村法蔵寺隠居

帰村祝儀音物「添て送り給ふ和歌

汝かしかのめう□ん判て頃日妻恋ふ鹿の音かとおもふて神風□

吹払はれたるを

公訴勝利"でめてたき祭礼ことふき奉る 貞重一八月末の頃、銀山山神宮神職橋本伊与殿神前"詣て給ひて明ぬれは野べら山尓入鹿乃あと吹おくる萩のうハかせ

世の人の心まよわす雲はれてさやかに澄る望月のかけ